

条例第 23 号

宇和島市印鑑条例及び宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 27 日

宇和島市長

関原文彰

宇和島市印鑑条例及び宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(宇和島市印鑑条例の一部改正)

第1条 宇和島市印鑑条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>個人番号カード</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u>第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けた者は</p> <p>_____、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(<u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条例において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用い、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p><u>2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備を用い、電子情報処理組織（市の電子計算機と当該交付を受けようとする印鑑登録者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情</u></p>

電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。)を利用して印鑑登録証明書を交付するサービスを受ける場合にあつては、250円)

(9) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料
1通につき 300円(ただし、個人番号カード_____
を用い、多機能端末機を利用して住民票の写しを交付するサービスを受ける場合にあつては、250円)

(10) ~ (46) (略)

2 (略)

電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。)を利用して印鑑登録証明書を交付するサービスを受ける場合にあつては、250円)

(9) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料
1通につき 300円(ただし、個人番号カード又は移動端末設備
を用い、多機能端末機を利用して住民票の写しを交付するサービスを受ける場合にあつては、250円)

(10) ~ (46) (略)

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。